

## 障害者差別解消に向けた取組みについて

## 1 差別解消支援地域協議会について

令和5年度においては現時点で2回の協議会を開催し、以下の項目などについて議論を実施、今年度中に第3回を実施し、差別解消推進条例の改正について議論の予定

## 【第1回】

- ・日時 令和5年7月27日 10:00~12:00
- ・議題 障害を理由とする差別に関する相談について  
差別解消に向けた取組みについて  
障害者差別解消推進条例の改正について など

## 【第2回】

- ・日時 令和5年10月31日 14:00~16:00
- ・議題 障害を理由とする差別に関する相談について  
差別解消に向けた取組みについて  
障害者差別解消推進条例の改正について など

## 2 周知啓発活動について

## (1) 市職員を対象とした研修の実施

- ・障害者差別解消を目的として、3種類の研修を実施

## ①差別解消研修（年4回程度）

- 〔6月〕 イベントや説明会など実施の際のポイント
- 〔9月〕 不当な差別的取扱い、合理的配慮について
- 〔12月〕 通知文書発送のポイント（音声コードや点字文書の紹介 など）

※それぞれの内容に一つずつ手話を紹介（6月は「ありがとう」、9月は「こんにちは」 など）

## ②心のバリアフリー研修（都市計画課と共催）

<テーマ> 聴覚障害のある方への理解

- ・日時 令和6年2月5日 14:30~16:00
- ・内容 当事者の方の講演（日野市聴覚障害者協会 田原直幸 氏）  
手話体験

## ③新人研修（毎年度4月）

- ・障害の社会モデル、不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供など、障害者差別解消に関する基本的な知識を紹介する研修を実施

## (2) 広報ひの（特集号・コラム）

- ・市民向けに差別解消に関する各種記事を広報に掲載

## ①広報ひのコラム

- 〔6月〕 視覚に障害のある方への声かけを
- 〔8月〕 障害のある方の地域での活躍
- 〔10月〕 見た目では分からない障害について
- 〔2月〕 障害ってなんだろう

## ②12月特集号

- 障害者週間イベントの周知
- 知的障害のある方の日常紹介
- 医療的ケア児等への支援

## (3) 手話言語の国際デーの紹介

- ・9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせ、市役所本庁舎1階にてパネル展示とブルーライトアップを実施

### <主なパネル内容>

- 手話言語の国際デー、国際ろう者週間の紹介
- 東京都手話言語条例について
- 聴覚障害のある方の特性やコミュニケーションの方法
- 手話に関する日野市の取組
- 簡単な手話の紹介



## (4) 障害者週間の取組

- ・これまでと同様、障害のある方の“日常”に焦点を当てた様々な啓発を実施

### ①障害者週間イベント（イオンホール）

- 講演会「幸せについて考えてみよう」
- 体験コーナー
- スポーツコーナー
- スタンプラリー



## ②市役所本庁舎パネル展示

障害者差別解消に関する啓発パネルを作成し展示

- 知的障害とは
- 知的障害のある方の日常
- 働く人のインタビュー

## ③市役所本庁舎作品展示

市内障害福祉サービス事業所の利用者（当事者の方）が制作した作品を展示

## ④イオンモール多摩平の森 作品展

市内障害福祉サービス事業所の利用者（当事者の方）が制作した作品を展示

## ⑤SDGs フェスへの出展（イオンモール多摩平の森）

SDGs を軸に必要な取組みを考えチャレンジする有志チーム「ひのミラ」と連携し、市内障害福祉サービス事業所の利用者（当事者の方）が制作した作品を、イオンモールで行われた SDGs フェスに出展、作品は事業所で不要になった資材を再利用して作られたものが中心

## ⑥声かけサポート運動

東京光の家・JR 豊田駅と連携し、視覚障害のある方が安全に駅を利用するための声かけを促す運動  
など

### 3 合理的配慮の提供促進に係る助成金について

- ・令和6年4月より、下記のとおり制度の変更を予定
- ①助成対象メニューに「従業員等への研修謝礼」を追加
- ②工事・修繕の助成金額の上限を20万円→30万円に増額

### 4 福祉教育ハートフルプロジェクトについて

令和5年度は下記5校にてプロジェクトを実施

- ・日野第三小学校
- ・日野第五小学校
- ・日野第六小学校
- ・日野第七小学校
- ・旭が丘小学校

令和6年度の希望校を募集、上記5校で実施の予定

## 5 障害者差別解消推進条例の見直し（改正検討）について

### （1）改正検討の規定

障害者差別解消推進条例 付則第2項

（検討）

2 この条例については、**条例施行後3年**を目途として、障害者差別解消法の改正状況、この条例の規定の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、**協議会の意見を踏まえ必要があると認めるとき**は、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### （2）改正内容の方向性（予定）

- ・ 障害者権利条約の対日審査の内容を反映（地域移行、インクルーシブ教育の推進）
- ・ SDGs の要素を追加
- ・ 従業者への障害理解の促進を事業者の責務に追加 など

### （3）市民等からの意見収集の検討

- ・ 差別解消支援地域協議会委員だけでなく、広く市民等からの意見を募る方法を検討中